

## ○紀南地方老人福祉施設組合老人ホーム入所判定委員会設置要綱

〔平成5年2月26日〕  
要綱第1号

改正 平成9年4月1日要綱第1号 平成15年4月1日要綱第1号  
平成17年4月1日要綱第1号

（目的）

第1条 この要綱は、紀南地方老人福祉施設組合（以下「組合」という。）が老人ホームへの入所措置及び措置継続の要否を判定するため、組合内に設置する「紀南地方老人福祉施設組合老人ホーム入所判定委員会」（以下「判定委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（組織）

第2条 判定委員会の委員は、組合事務局長、西牟婁振興局健康福祉部長、構成町村老人福祉担当者課長代表、田辺保健所長、医師及び老人福祉施設長の代表をもって充てる。

2 判定委員会の委員長は組合事務局長をもって充てる。

（業務）

第3条 判定委員会は老人ホーム入所判定委員審査票に基づき、審査を行い、判定の結果を管理者に報告する。

（会議の招集）

第4条 判定委員会は、委員長がこれを召集する。但し、緊急を要する場合等は持ち回り会議をもって判定委員会を替えることができる。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は原則として1年間とし、その再選は妨げない。

（庶務）

第6条 判定委員会の庶務は組合事務局において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別にこれを定める。

附 則（平成5年2月26日要綱第1号）

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日要綱第1号）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日要綱第1号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成10年4月1日より摘要する。

附 則（平成17年4月1日要綱第1号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。